

介護保険指定事業者のみなし指定について

保険医療機関の指定を受けた医療機関は、当該医療機関が行う介護サービス(介護保険法で定められたサービスに限る。以下同じ。)について、介護保険法第71条(介護保険法第115条の11において準用する場合を含む。)の規定により、介護保険指定事業者(指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者)とみなされます。

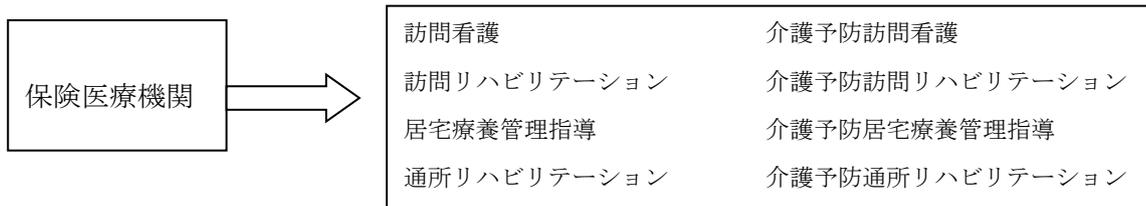
貴医療機関が、介護サービスを実施しない時は、市長に対して、指定を不要とする旨の申出をすることにより、みなし指定が行われなくなります。

つきましては、貴医療機関が介護サービスを実施しない場合は、「指定を不要とする旨の申出書」のご提出をお願いします。

(提出は郵送でお願いします。日付は新規保険医療機関として指定を受けられた日付でお願いします。)

【参考】

○介護保険法によりみなし指定されるサービス



※通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、医療保険において、脳血管等疾患リハビリテーション又は運動器疾患リハビリテーションを算定している病院・診療所を想定しています。

なお、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、事業開始にあたり、面積等の確認が必要なため、事前にご相談いただきますようお願いいたします。

○すぐに実施する予定のないサービスについては、指定を不要とする申出をしていただいた上で、実際にサービスの提供が可能になった時点で申出を取り下げる手続きをお取りいただきますようお願いいたします。